



令和元年9月13日
地域安全だより
鳥羽警察署・鳥羽志摩防犯協会
鳥羽志摩職域防犯組合連合会
☎ 0599-25-0110

封筒でも届いています！

架空請求にご注意を！

今月（9月）初旬、
右のような封書
が当署管内（鳥羽市・志摩市）に送られて
きているとの相談を受けました。

封書の手紙には、

「民事訴訟通達書」との題名で

- ・ 未払金回収及び契約不履行による少額
民事訴訟が、東京地方裁判所に提出され、
受理されている
- ・ 不明点があれば下記相談窓口へ問合せを
- ・ 未対応の場合は、裁判所から出廷命令書
が届く
- ・ 支払い意思のない場合、財産の差押え等、
強制執行される

などと書かれ、問合せ先の電話番号が書かれています。

これまでは、同様の内容のハガキが送られてきており、注意を呼び掛
けていましたが、決して記載の番号に電話を架けないでください。

被害を防ぐために...



このような手紙は架空の請求です！

- 身に覚えのない請求には応じない！
- 記載された電話番号へ電話しない！

心配であれば、

→ 裁判所の番号を調べて問合せを！

「誰か」（家族や知人、警察など）に相談する！

